

国立研究開発法人国立環境研究所衛生管理規程

平成13年4月1日 平13規程第26号

平成18年3月31日 一部改正

平成23年3月31日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成28年3月31日 一部改正

平成31年1月18日 一部改正

令和元年11月20日 一部改正

令和3年3月24日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の健康を確保するため、衛生管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(他の法令、諸規程との関係)

第2条 研究所における衛生管理については、この規程によるもののほか、法令及び研究所の諸規程に定めるところによる。

(遵守義務)

第3条 職員等は、この規程及び衛生に関し研究所が定めた事項を遵守し、疾病予防に努めるとともに、研究所の行う衛生に関する措置には進んで協力しなければならない。

第2章 組織

(理事長)

第4条 理事長は、研究所における衛生管理の業務を総理する。

(総務部長)

第5条 総務部長は、この規程に定める衛生管理の業務を調整する。

(総務課長等)

第6条 総務課長及び福島地域協働研究拠点総務企画課長は、総務部長を補佐し、衛生管理の業務を行う。

(所属長)

第7条 企画部長、連携推進部長、環境情報部長、監査室長、領域長、気候変動適応センター長及び福島地域協働研究拠点長並びに総務部の課長（以下「所属長」という。）は、その所掌の組織における衛生管理の業務を行う。

(衛生管理者)

第8条 研究所本部及び福島地域協働研究拠点（以下「事業所」という。）に衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、法令で定める資格を有する者のうちから理事長が指名する。
- 3 衛生管理者は、次の各号に掲げる事項を担当する。
 - (1) 職員等の健康障害を防止するための措置に関する事。
 - (2) 衛生教育その他職員等の健康の保持増進のための措置に関する事。
 - (3) 職員等の健康障害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。

(産業医)

第9条 各事業所に産業医を置く。

- 2 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを担当する。
 - (1) 健康診断の実施その他職員等の健康管理に関する事。
 - (2) 衛生教育その他職員等の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
 - (3) 職員等の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- 3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、理事長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(衛生委員会)

第10条 各事業所に衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、研究所における衛生管理に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して理事長に対し意見を述べる事ができる。
- 3 委員会の組織及び運営については、別に定める。

第3章 衛生対策

(健康障害防止措置)

第11条 所属長は、理事長の命を受け、次の各号に掲げる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

(3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

(4) 排気、排液又は残さい物による健康障害

2 所属長は、衛生管理の業務を行う場合において必要があるときは、総務部長に協力又は助言を求めることができる。

3 総務部長は、理事長の命を受け、職員等を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養及び清潔に必要な措置その他職員等の健康保持に必要な措置を講じなければならない。

(定期巡視)

第12条 衛生管理者は、定期的に作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、必要に応じ産業医に相談の上、直ちに、職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生教育)

第13条 所属長は、理事長の命を受け、職員等に対してその従事する業務に関する衛生教育を行わなければならない。

(健康診断)

第14条 総務部長は、理事長の命を受け、職員等の採用の際及び定期に医師による健康診断を行わなければならない。

2 前項の定期の健康診断の項目及び回数は、別に定める。

3 総務課長及び福島地域協働研究拠点総務企画課長は、第1項の健康診断の結果を記録し、保存しなければならない。

4 健康診断の事務に従事した者は、その職務上知り得た職員等の秘密を漏らしてはならない。

(健康診断結果の措置)

第15条 理事長は、前条第1項による健康診断の結果、職員等の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員等に対して産業医による面接指導を命ずることがある。

2 理事長は、前条第1項による健康診断の結果、職員等の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員等の実情を考慮して、就業の場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(病者に対する措置)

第16条 理事長は、職員等が伝染性の疾病、精神障害又は心臓、肝臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪するおそれがあると認めるときは、産業医その他専門の医師の意見を聴いて、就業の場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮、就業の禁止等必要な措置を講じなければ

ばならない。

- 2 理事長は、前項の責務を遂行するために必要な場合、職員等に対して、指定する医師の診断を受け、診断の結果を産業医に提出することを命じることができる。
- 3 前項の診断のために必要な費用は、研究所が負担することができる。

(指示又は勧告)

- 第17条 総務部長は、衛生に関して法令又は通達の定め違反する事実があると認めるとき、又は衛生管理上必要があると認めるときは、所属長に対し必要な指示又は勧告をすることができる。
- 2 所属長は、前項の指示又は勧告を受けたときは、すみやかに必要な措置を講じ、その結果を総務部長に報告しなければならない。

(救急措置)

- 第18条 総務部長は、事故又は災害による負傷者若しくは疾病が発生したときは、その状況に応じて関係の職員等に命じ、必要な措置を講じなければならない。
- 2 総務部長は、前項の措置について理事長に報告しなければならない。
 - 3 総務部長が出張、疾病その他の理由により職務を行うことができないときは、総務課長がその職務を代理する。

(申出)

- 第19条 職員等は、衛生管理上改善に関する要望があるときは、総務部長に申し出ることができる。

第4章 補則

(細則への委任)

- 第20条 この規程に定めるもののほか、衛生管理の業務の実施に関し必要な事項は細則に定める。

附則

この規程は、平成13年5月28日から施行する。

改正附則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

改正附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（平成31年1月18日）

この規程は、平成31年1月18日から施行する。

改正附則（令和元年11月20日）

この規程は、令和元年11月20日から施行する。

令和3年3月24日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。